

明るい市政に住民登録

(2)

第十八号

昭和二十九年六月

七月一日は、住民登録法が施行されてから二周年でした。二年前皆さんが住民登録されてから住所の変つた方はありますか。引越をされた時には必ず十四日以内に住所地の市区町村役場がその出張所に届け出なければなりません。まだその届出をされていない方は今からでもすぐして下さい。

住民登録制度とは、皆様も既に御承知のとおり市住民たる資格を持つていて者を住民票に載せて明確にしておくためのものであります。この住民票によつて私達の住所がはつきりわかりますので、選挙や入学やお米の配給や居住証明其他印鑑証明等いろいろ行政上のサービスを受けることができるわけです。

子供が生まれたり、又は死亡した者があつて世帯員の増減した場合には戸籍の外には別出生届、死亡届の外には別なりません。

しかし世帯主が変つたり、同居人の移動があつたりしたときは住民登録の届が必要です。

なお市役所に届書はいつも窓口に用意してありますし又住民票の閲覧、原本、系票して下さい。

七月一日は、住民登録法が施行されてから二周年でした。二年前皆さんが住民登録されてから住所の変つた方はありますか。引越をされた時には必ず十四日以内に

住民登録を忘れなさい。

新世帯を作つた時は住民登録を忘れないよう注意しま

しょう。

本等の交付も簡単に受けら

れます。皆さん引越の場合

は住民登録を忘れないよう

必ず届出をして下さい。

海外移住は十四日以内に

一家挙つて渡れなく

住民登録!

転入届、転居届、変更届

は住民登録を忘れないよう

必ず届出をして下さい。

期し民主政治の基礎確立に邁進しなければならない重要なときであります。よつて日夜国民に愛唱せられる公明選舉の歌を左記要項に

より広く一般から募集し国民的至情に訴えんとする次第であります。

昭和二十九年六月二十日

七月十六日は

農業委員の選挙

まだその届出をされていない

ことは

ない

こと

になつていま

す。

す。